

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年8月21日)

[件名]

- 令和8年熊本地震に係る被災地支援について
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第54報)
(原子力安全対策課) … 4
- 島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について (第2報)
(原子力安全対策課) … 5
- 島根原子力発電所を対象とした「緊急時対応」の改定について
(原子力安全対策課) … 7
- 原子力災害時に備えた避難訓練の実施結果について
(原子力安全対策課) … 8

危機管理部

令和8年熊本地震に係る被災地支援について

令和8年8月21日
危機管理政策課

令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」に係る本県の被災地支援の実施状況は以下のとおりです。
今後も引き続き、被災地に寄り添い、関係機関と連携して支援を行っていきます。

1 支援体制等

- ・発災後、直ちに「令和8年熊本地震支援対策本部」を設置し、被災地ニーズに応じて機動的に支援を実施
- ・「中国地方知事会令和8年熊本地震支援対策本部」を設置（7/29）し、必要な支援を中国5県が協力して実施
→中国地方知事会を代表して、中国四国ブロックの人的応援の調整窓口を鳥取県が担当
- ・発災翌日（7/29）から情報連絡員を熊本県庁へ派遣
- ・機動的な被災地支援を行うため、予備費5千万円を発動（8/4）

2 支援実施状況

（1）鳥取県及び県内市町村による支援（8月21日現在）

- ・対口支援（応援団体と受援団体の組み合わせ）として、本県は熊本県氷川町の罹災証明交付等の支援を担当
- ・その他、国からの要請等により、熊本県内で支援を実施
＜鳥取県による人的支援状況＞ 合計287人

業務区分	派遣区分 (派遣先)	業務内容	派遣期間(予定は除く)、人数
連絡調整	情報連絡員 (熊本県庁、氷川町)	現地との連絡調整	7/29～(現在第6陣、計12人)
対口支援	罹災証明交付支援等(氷川町)	罹災証明の交付等	8/1～(現在第5陣、計50人)
	避難所運営(氷川町)	避難所運営	8/5～(現在第4陣、計40人)
保健・医療・福祉等	保健師チーム (氷川町)	保健師活動調整(先遣隊)、個別訪問、要配慮者支援	8/1～(現在第5陣、計16人)
	鳥取DMAT(災害派遣医療チーム)(熊本市、氷川町)	病院支援、診療所スクリーニング、避難所支援等	7/30～8/18(計24人)
	鳥取県DWAT(災害派遣福祉チーム)(氷川町)	避難者(要支援者)のスクリーニング、日常生活支援、避難所内環境整備、避難者からの相談対応等	8/7～(現在第5陣、計23人)
	鳥取県DPAT(災害派遣精神医療チーム)(八代市)	DPAT活動拠点本部の運営	8/16～21(現在第1陣、計3人)
	日本赤十字社鳥取県支部救護班(宇城市、氷川町)	保健医療福祉チームの指揮及び活動調整等	8/10～16(計11人)
応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士(氷川町、八代市、熊本市)	建築物の応急危険度判定	7/30～8/11(計20人)
	被災宅地危険度判定士(氷川町)	宅地の危険度判定	7/30～8/14(計12人)
救助等	警察災害派遣隊(熊本県)	人命救助、交通規制等	7/28～(5部隊 計49人)
罹災証明	罹災証明コーディネーター(宇城市)	罹災証明書交付・被害認定調査実施に係る助言・計画調整	8/2～8/11(倉吉市計2人)
給水	給水支援チーム(熊本県)	給水支援	7/31～(米子市、鳥取市、倉吉市計20人)
ボランティア	職員災害応援隊(氷川町)	ボランティア支援	8/17～(現在第1陣、計5名)

※8/20、21に平井知事が熊本県庁、氷川町役場等を訪問。併せて、現地で活動している職員を激励。

<鳥取県による物的支援状況>

支援先	内容	支援日・数量
氷川町	県の協定事業者（(有)寺谷建材）による給水車派遣	8/1～
	県トイレカー	8/1～・3台
	県シャワーカー	8/1～・1台
	ブルーシート（県トラック協会が協定に基づき輸送）	8/5～・約5,000枚
	県の協定事業者（鳥取県ケータリングカー協同組合）による避難所での炊き出し支援	8/17～18・約500食

<その他>

- ・災害義援金の受付（7/30～）
県庁及び各総合事務所等10か所に義援金募金箱を設置
※8月3日から2カ所（県立美術館、とっとり・おかやま新橋館）増設し10カ所
- ・避難被災者生活支援金の申請受付（8/3～）
災害により鳥取県に避難される方に対し支援金を支給（1ヶ月以上居住する世帯（者）に10～30万円）
- ・ふるさと納税代行受付による被災自治体支援（8/4～）
熊本県と氷川町のふるさと納税の代行受付を実施し、被災地の事務負担を軽減
- ・大規模災害ボランティア活動応援事業（8/4～）
ボランティア団体等による熊本地震への支援活動へ充当するため、クラウドファンディング型の寄附金及び当該支援活動を行う補助事業者を募集
- ・災害ボランティア
県社協が鳥取県災害ボランティア隊の募集開始（8/12～）。派遣期間8/25（火）～28（金）※移動日含む
※今後も被災地の状況、支援ニーズを踏まえ、他支援自治体と調整し、適宜、追加支援を検討

（2）総括支援団体、対口支援団体及び受援団体の組合せ（8月19日現在）

※取消線は支援終了団体

圏域	市町村	総括支援団体	対口支援団体 ※（ ）内は人数	
熊本	熊本市	東京都	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、横浜市、相模原市、名古屋市、福岡市、札幌市、仙台市、新潟市、浜松市、さいたま市、岡山市、広島市、神戸市、川崎市、静岡市、千葉県、京都市、堺市、千葉市、大阪市	
八代	八代市	大分県	大分県、福井県、京都府、大阪府、岡山県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市、静岡市	
	氷川町	佐賀県	避難所運営	愛媛県(8)、高知県(8)、佐賀県(10) ※その他、熊本県、熊本県市町村、 鳥取県(10) 、 広島県(6) も支援。
			罹災証明	鳥取県(10) 、 島根県(11) 、浜松市(2)
			住家被害認定調査	広島県(20) 、 佐賀県(20) 、 岡山市(4) 、 広島市(10) (指定都市市長会の枠組)
宇城	宇土市	福岡県	福岡県、滋賀県、京都府、 徳島県 、 香川県	
	宇城市	福岡市	福岡市、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、長崎県、宮崎県、川崎市、静岡市、堺市、神戸市、 千葉市	
	美里町	長崎県	長崎県	
上益城	御船町		宮城県、山形県、福島県、新潟県	
	嘉島町	宮崎県	北海道、青森県、岩手県、秋田県	



避難所応援（竜北西部小学校）



ブルーシートの送付（氷川町）



トイレカーの派遣（氷川町）

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第54報）

令和8年8月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は7月21日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

（1）第18回定期事業者検査

2月9日に原子炉を停止し、定期事業者検査開始（9月16日の営業運転再開まで（予定））。

8月3日に格納容器復旧作業（原子炉格納容器の蓋を閉める作業：鳥取県を含む2県6市の自治体職員が現地で作業を確認）、8月13日に原子炉起動、8月19日に発電を開始して現在は調整運転中。

※ 調整運転：徐々に出力を上げ、原子炉で発生した蒸気を用いた設備の点検や検査を実施

（2）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正3回）、審査会合30回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

7月29日に中国電力は、原子炉設置変更許可申請の補正書（3回目）を原子力規制委員会に提出した。補正内容は、これまでの審査を踏まえ、島根2号機用に設置した設備の一部（緊急時対策所等）を島根3号機用にも共用化する変更等。

島根原子力発電所２号機のプルサーマル計画について（第２報）

令和８年８月２１日

原子力安全対策課

６月２４日に島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づき中国電力から協議の申入れがあり、本県は島根原子力発電所２号機におけるプルサーマル計画について検証を行っています。

１ 原子力安全顧問会議（プルサーマル計画に係る２回目）

- （１）日時 令和８年７月２８日（火）午後３時～４時５０分
- （２）出席顧問 北田顧問、遠藤顧問、小田顧問、藤川顧問、片岡顧問、牟田顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問（１２名）
- （３）説明者 中国電力 電源事業本部島根原子力本部 井田副本部長 ほか
- （４）議題 島根原子力発電所における２号機プルサーマル計画について
- （５）主な質疑応答
 - （片岡顧問）制御棒の停止機能は燃料の燃焼度（原子炉内での使用期間）で変わるので、様々な燃焼度において十分に停止機能が備わっていることを詳細に説明することが重要ではないか。
 - 別途、様々な燃焼度での停止機能のグラフを準備したいと思うが、資料で示しているグラフは最も厳しい条件（運転サイクル末期）での解析結果である。
 - （北田顧問）MOX燃料の燃料ペレットの形状はウラン燃料と異なるのか。
 - ウラン燃料と同様に熱膨張を考慮して、ペレット端面の面取りや上下面にへこみ加工がなされている。
 - （牟田顧問）「MOX燃料を装荷した場合でも確率論的リスク評価の結果は変わらない」との説明であるが、どの段階までの確率論的リスク評価をしたのか明記すべき。
 - 炉心損傷頻度や格納容器破損頻度を評価する段階では、ウラン燃料とMOX燃料で崩壊熱が変わらないため「確率論的リスク評価の結果は変わらない」と説明している。
それ以上の段階（放射性物質の外部への放出に至るシナリオの発生頻度や放出量の評価など）については、電力事業者にて確率論的リスク評価の高度化を図っている段階。
 - （佐々木顧問）炉心損傷といった重大事故時の線量評価において、MOX燃料の使用によって影響が大きくなることはないか。
 - 炉内でのセシウムの蓄積や崩壊熱がMOX燃料とウラン燃料で変わらないので、影響が大きくなることはない。
- （６）その他 引き続き次回会議において検証予定

２ 県・市職員による検証（３回目）

- （１）日時 令和８年８月６日（木）午前１０時～１１時４０分
- （２）内容 島根原子力発電所２号機におけるプルサーマル計画（２回目（７月１６日）の説明に対する質問への回答）
- （３）説明者 中国電力 電源事業本部島根原子力本部 井田副本部長 ほか
- （４）出席者 鳥取県、米子市及び境港市の担当職員
- （５）主な質疑応答
 - （鳥取県）MOX新燃料の輸送や検査における被ばく低減対策はどのようなものか。
 - 移動用ガイドによる距離の確保、遮へい体の設置、遠隔操作機能やカメラによる遠隔検査で被ばく低減を図り、事前に作業計画を十分に検討して作業員の被ばく量を適切に管理する。
 - （鳥取県）新規制基準適合性審査における炉心損傷防止対策の有効性評価ではウラン燃料を条件として評価している。MOX燃料よりもウラン燃料が厳しい条件となるのか。
 - 炉心損傷防止対策の有効性評価においては崩壊熱が重要であり、短期的にはウラン燃料の方がMOX燃料よりも崩壊熱が大きいので、ウラン燃料の方がより厳しい条件となる。
 - （鳥取県）プルサーマルの導入によって、作業員の負担が増えないか。またプルサーマルを行うに当たっての教育はどうなっているか。
 - MOX燃料の輸送や受取検査では、MOX燃料の特性に応じた被ばく低減対策によって作業量が増加する可能性はあるが、要員の適切な配置により一人の負担が増えないよう管理する。また、実作業を模擬した訓練を計画している。
一方、運転員の業務においてはウラン燃料の装荷とMOX燃料の装荷で業務内容が変わるものではない。
 - （米子市）プルサーマルでは、MOX燃料とウラン燃料のそれぞれの燃料集合体を装荷することにな

るが、見た目では識別は可能か。

- ウラン燃料とMOX燃料は燃料集合体の外観そのものが異なっており区別が可能。さらに燃料集合体ごとに識別番号を付与して管理し、燃料装荷後、水中カメラで計画どおりに配置していることを確認している。

(境港市) 炉心損傷によって放射性物質が放出されるような場合、MOX燃料とウラン燃料で事故によって放出される核種は異なるのか。

- ウラン燃料を装荷した炉心でも、運転する過程でプルトニウムが生成しているので、放射性物質の放出量や影響の観点では、基本的に同様なものとする。

3 中国電力主催の住民説明会

(1) 境港市での開催

- ア 日時 令和8年7月27日(月) 午後7時～9時10分(40分延長)
イ 場所 境港市文化ホール
ウ 説明者 (資源エネルギー庁) 電力・ガス事業部 原子力立地政策室 利根川室長
(中国電力) 谷浦原子力本部長、井田原子力本部副部長 ほか
エ 参加者数 50名(報道は10社)
オ 主な質疑応答

- ・MOX燃料はウラン燃料に比べると安全裕度が減るのか。
→ 両燃料とも基本的に安全性は変わらない。(中国電力)
- ・中国電力は都合の悪いことは説明しないが、MOXを使った際の被害想定をしっかりと説明すべき。
→ ウラン燃料とMOX燃料を比べると停止後の崩壊熱の観点や核分裂生成物の生成等の観点でほぼ変わらないと認識している。(中国電力)
- ・MOX燃料はフランスから輸送と聞いたが、そのコストは電気料金に反映されるのか。
→ 原子力発電は全体コストに占める燃料費割合が小さいため影響は少ない。(中国電力)
- ・六ヶ所再処理工場の竣工は再延期になるのか。
→ 竣工後に予定していた試験の前倒し実施を検討しており、検討を進める中で遅れる可能性はある。
(エネ庁)

(2) 米子市での開催

- ア 日時 令和8年7月30日(木) 午後7時～9時28分(58分延長)
イ 場所 米子コンベンションセンター
ウ 説明者 (資源エネルギー庁) 電力・ガス事業部 原子力立地政策室 利根川室長
(中国電力) 谷浦原子力本部長、井田原子力本部副部長 ほか
エ 参加者数 76名(報道は7社)
オ 主な質疑応答

- ・重大事故が起きた時、ウラン燃料とMOX燃料では放出される放射性物質、または住民への被害がどう違うのか。
→ MOX燃料であっても放出される放射性物質はセシウムなど核分裂生成物であり、ウラン燃料と変わらず、またフィルタ付ベントでその放出量を大幅に低減できると認識している。(中国電力)
- ・使用済MOX燃料は、再処理に技術が確立されるまで島根原発の使用済燃料プールに保管するのか。
→ 2030年代後半の使用済MOX燃料の再処理技術確立に向けて電力事業者としても取り組む。それまでは使用済燃料プールで安全に貯蔵する。(中国電力)
- ・先日(7/28)の原子力安全顧問会議で、確率論的リスク評価についてレベル2、3(放射性物質の外部への放出に至るシナリオの発生頻度や放出量の評価など)は検討中と回答していたが、今回の会議でその検討内容を説明されたい。
→ 新規基準では、レベル2やレベル3は要求されていない。なお、国内の状況としてレベル2や3については技術開発途上である。(中国電力)
- ・島根2号機は40年超運転をするのか。また、40年超運転をするかどうかを判断していないのに、先にプルサーマルの説明を進めるのはおかしいのではないかと。
→ 40年超運転については、今後特別点検を行って供給面、経済面、環境面を勘案し判断する。プルサーマル計画については住民の皆様への説明の準備が整ったため説明しているものであり、40年超運転についても説明できる状況が整えば説明していく考えである。(中国電力)

4 今後の予定

- 8月21日(金)：原子力安全顧問等による島根原子力発電所の視察
22日(土)：鳥取県知事、米子市長及び境港市長による島根原子力発電所の視察

島根原子力発電所を対象とした「緊急時対応」の改定について

令和8年8月21日
原子力安全対策課

本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は、令和3年に策定されてから4年以上が経過し、原子力防災を取り巻く環境の変化に伴い、本県及び島根県の原子力防災対策の状況にも大きな変化が生じていることから、島根県及び内閣府と協議のうえ、今年9月頃の改定に向け作業を行っているところですが、このたび改定案がまとまりました。

今後開催される島根地域原子力防災協議会（構成員：副知事）で改定案を協議します。

1 島根地域の緊急時対応

- ・「緊急時対応」は、平成25年9月3日の原子力防災会議決定（原子力基本法）に基づき、内閣府が原発所在地域毎に設置した国、関係自治体等で構成する地域原子力防災協議会において、原発を対象とした原子力災害に関し、PAZ及びUPZを含む地方自治体や国等の緊急時における対応を取りまとめたもので、地域全体の避難計画。
- ・島根原子力発電所を対象とした「島根地域の緊急時対応」については、関係する2県6市の地域防災計画や避難計画を含む島根原発地域の緊急時における対応を取りまとめたもので、令和3年9月に原子力防災会議で了承。

（参考）地域原子力防災協議会

内閣府が道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する13の地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして、全ての関係省庁と地域防災計画等を策定する関係自治体等が参加する「地域原子力防災協議会」を設置することとし、島根地域においても「島根地域原子力防災協議会」が設置された。

2 「緊急時対応」の主な改定ポイント

【両県共通の事項】

<能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化（複合災害への対応等）>

複合災害時における避難に係る基本的な考え方や国の対応体制等について明確化

<屋内退避の運用の明確化（原子力災害対策指針の改正内容の反映）>

- ・屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能
- ・屋内退避は、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除

<安定ヨウ素剤配布方法の充実>

- ・本県では郵送による事前配布、島根県では薬局での事前配布を実施

<広報活動の強化（住民等に向けた原子力防災情報の提供）>

- ・原子力災害時の防護措置、地区別の避難先・避難ルート等をまとめた地区別広域避難計画パンフレットを原子力災害対策重点区域の全地区分作成し、ホームページで公表するとともに各戸に配布

<その他の主な改定>

○原子力防災医療体制の強化

- ・原子力防災医療協力機関として鳥取県診療放射線技師会を新たに追加
※島根県側でも済生会江津総合病院及び益田赤十字病院を新たに追加

○最新の住民の状況等を反映

- ・最新のデータ（人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、民間企業者数など）を反映

【本県の事項】

<避難退域時検査に係る資機材の運用強化>

- ・避難退域時検査に係る資機材の一括管理を行う原子力防災支援基地を鳥取市及び江府町に整備し、資機材を迅速に展開できるよう運用を強化

【島根県の事項】

<インフラの充実化（新たな道路の開通に伴う避難経路の最適化）>

- ・山陰道（出雲IC～出雲湖陵IC～出雲多伎IC、大田中央・三瓶山IC～大田静間IC～仁摩・石見銀山IC、石見三隅IC～遠田IC）の開通に伴い避難経路を最適化

原子力災害時に備えた避難訓練の実施結果について

令和8年8月21日
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）や広域住民避難計画で定める多様な避難手段の更なる実効性向上を図るため、島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（機能別の避難訓練）を実施しました。

1 船舶避難訓練

地域防災計画等においては、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、この度、国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所の協力を得て、船舶への乗降手順等の確認及び検証を行う、船舶による住民避難訓練を実施しました。

(1) 日時

7月18日（土）午後1時30分～3時

(2) 場所

境港・栄町物揚場（境港市）から淀江漁港（米子市）まで

(3) 参加機関等

ア 参加機関

鳥取県、国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所

イ 参加船舶等

港湾業務艇はくしゅう

ウ 参加者数

約20名（うち住民6名）

(4) 訓練概要

ア 訓練想定

○島根県東部で震度6弱の地震が発生。

○島根原子力発電所において、トラブルが発生し、避難指示が発令。

○地震等により避難路が損傷し、陸路による円滑な避難ができないため、国土交通省船舶により淀江漁港への避難を実施。

○降船後、淀江漁港からバスにより、県東部・中部の避難所へ避難する。

イ 訓練内容

○境港への一時集結（バス）

○船舶避難（境港→淀江漁港）

○避難所（東部・中部）への移動（想定）

(5) 訓練の成果

○船舶への乗降手順や港湾使用に係る関係機関等との調整方法を確認できた。

○降船後、避難所へ移動するための車両との連携を確認できた。

○参加した住民からアンケートにて次のような意見を頂いた。（一部抽出）

- ・以前の船舶避難訓練時より船内環境が良く、熱中症対策はできていたように思えた。
- ・最悪のことを想定し、県内の各関係団体（バスや船舶等）との連携強化に取り組んでいただきたい。



港湾業務艇はくしゅう



住民等乗船（境港）



淀江漁港入港



住民等下船（淀江漁港）

2 避難先及び避難経路確認訓練（米子市）

原子力災害時の避難対象地区の住民に、広域住民避難計画で定めた避難経路や避難退域時検査会場、避難先施設を実際に確認していただき、避難計画に対する理解促進、住民不安の軽減及び避難先自治体の理解促進等に繋げることで、避難計画の実効性向上を図ることを目的に、避難先の三朝町の協力を得て実施しました。

- (1) 日 時 令和8年7月25日（土）午前9時～午後4時
- (2) 訓練内容 原子力災害時の避難経路、避難退域時検査会場及び避難先の確認
- (3) 参加人数 米子市彦名地区住民 21人
- (4) 訓練概要

＜訓練確認項目等＞

確認項目等	確認内容
移動手段	大型バス
一時集結所	彦名公民館
避難経路	避難経路② (米子自動車道・国道181号沿い)
避難退域時検査会場	江府町立総合体育館 (江府町)
避難先施設	三朝町内避難施設 ・三朝町総合文化ホール 他



- ・避難退域時検査会場の外観視察を行うとともに、三朝町の避難先施設では、県から避難退域時検査や広域避難の説明、三朝町から町や施設の概要等についての説明、米子市彦名地区住民から地区の概要等について説明、避難元地区住民（米子市彦名地区）と避難先地区住民（三朝町）との意見交換を行った。
- ・一連の避難経路等の確認を通じて、原子力防災ハンドブックと地区別避難計画パンフレットの有効性について理解を深めることができた。

(5) 参加者の声

- ・今回の訓練を縁に、日常的に普段から避難元と避難先の住民が交流の機会を持てたら、いざという時に互いに役立つと感じた。
- ・訓練を数多く実施していくことが大切だと感じた。
- ・子どもや高齢者の避難は大変だと思った。
- ・今回の訓練に参加していない家族と原子力災害時に連絡を取り合う方法をよく検討しないといけないと感じた。

(6) その他

同様の境港市訓練（中浜地区）は令和9年1月頃実施予定。

本訓練は平成27年度から実施しており、今回を含めて延べ19回、398名が参加。



避難退域時検査・広域避難の説明



避難先施設視察及び避難先地区住民との交流